

青森県報

第三千二百九十九号

平成二十二年
十月八日
(金曜日)

目次

告示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 課) …… 一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 二
- 道路の区域の変更……………(道 路 課) …… 二
- 道路の供用の開始……………(同) …… 三
- 建設業者の許可の取消し……………(中 南 地 域 局) …… 三
- 右 同……………(西 北 地 域 局) …… 三
- 出先機関……………(下 北 地 域 局) …… 四
- 道路の位置の指定……………(同) …… 四

告 示

青森県告示第六百六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 又は 名称	指定居宅サービス事業者 主たる事務所 所在地又は住所	居宅サ ビスの 種	居宅サービス事業を行う 事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
株式会社ケ アスマイル 青森	青森市大字大野 字鳴滝四五の二	通所介護	リハビリ特 化型短時間 デイサービス スマイルビ ス	青森市浪館前田 一丁目二の三 〇丁目一〇 ラルテーク 〇〇号	平成 三・八・四
社会福祉法 人虹	青森市問屋町一 丁目一五の一〇	生活期入所 介護	デイサービ ス虹のひろ ば	青森市東大野二 丁目三の一三	"
社会福祉法 人虹	青森市問屋町一 丁目一五の一〇	通所介護	すかいヘル パーステ ーション	青森市花園二丁 目四四の七	三・九・六
有限会社す かい	青森市花園二丁 目四四の七	訪問介護	ハッピー WAKI I	弘前市大字五代 字早稲田五〇八 の四五	三・九・元
有限会社佐 藤器機	弘前市大字安原 三丁目八の一	訪問介護	ヘルパ ーシ ョ ン 青 い 鳥	青森市大字滝沢 字下川原二三 五	三・九・三
株式会社工 又エー オー	青森市大字三本 木字川崎二五 六の四一	訪問介護	平成の家 イ ー ト ス テ	弘前市大字独 狐 一 字 石 田 一 二 一 の 一	"
社会福祉法 人伸 康会	弘前市大字独 狐 一 字 石 田 一 二 一 の 一	短期入所 生活介護			

青森県告示第六百六十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	道路種類	路線名
国			三三八号
道			

むつ市脇野沢辰内二六の二二九から
むつ市脇野沢辰内五の一まで

変更の区間

社会福祉法人虹	株式会社ケアスマイル青森	青森市大字大野字鳴滝四五の二	名称又は主たる事務所の所在地又は住所	指定介護予防サービス業者
青森市問屋町一丁目一五の〇	青森市浪館前田一丁目二の三	青森市東大野二丁目三の一三	名称	介護予防サービスの種類
青森市問屋町一丁目一五の〇	青森市浪館前田一丁目二の三	青森市東大野二丁目三の一三	所在地	介護予防サービスの事業所
青森市問屋町一丁目一五の〇	青森市浪館前田一丁目二の三	青森市東大野二丁目三の一三	指定年月日	

青森県知事 三村 申 吾

青森県告示第六百六十四号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したため、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。
平成二十二年十月八日

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
有限会社佐藤機器	弘前市大字安原三丁目八の一	ライフI W A K	弘前市大字五代字早稲田五〇八の四五	平成三・九元

後	後	前	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
一六・〇〇メートルから	九七・〇〇メートルまで	九七・〇〇メートルから				
六〇・五〇メートル	五八・〇〇メートル	五八・〇〇メートル				

青森県知事 三村 申 吾

平成二十二年十月八日

青森県告示第六百六十五号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年十一月七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。
平成二十二年十月八日

青森県告示第六百六十五号

社会福祉法人伸康会	株式会社エーオー	有限会社佐藤機器	有限会社すかい	社会福祉法人虹
弘前市大字独狐の一字石田一二一	青森市大字三本木字川崎二五六の四一	弘前市大字安原三丁目八の一	青森市花園二丁目四四の七	青森市問屋町一丁目一五の〇
介護予防生活期介入所	介護予防訪問介護	介護予防訪問介護	介護予防訪問介護	介護予防通所介護
平成の家ステイション	ヘルパーステーション青い鳥	W A K I	すかいヘルパーステーション	デイサービス虹のひろば
弘前市大字独狐の一字石田一二一	青森市大字滝沢字下川原二三五	弘前市大字五代字早稲田五〇八の四五	青森市花園二丁目四四の七	青森市東大野二丁目三の一三
"	三・九元	三・九元	三・九元	"

2	県道	九艘泊脇野沢線	むつ市脇野沢九艘泊源藤城山国有林二八二林班そ二小班から むつ市脇野沢九艘泊一〇の三まで
後	後	前	
一六・〇〇メートルから 一五・〇〇メートルまで	一六・〇〇メートルから 一一・〇〇メートルまで	一六・〇〇メートルから 七〇・〇〇メートルまで	七〇・〇〇メートル
四七・二〇メートル	七〇・〇〇メートル		

青森県告示第六百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年十一月七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三三八号	むつ市脇野沢辰内二六の二二九から むつ市脇野沢辰内五の一まで	平成三・一〇・八
県道九艘泊脇野沢線	むつ市脇野沢九艘泊源藤城山国有林二八二林班そ二小班から むつ市脇野沢九艘泊一〇の三まで	"

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社進栄建設
- 二 代表者の氏名 村上 久雄
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市大字牡丹平字福民西五八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一二五三五号
- 五 取消年月日 平成二十二年九月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築、とび・土工、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十二年九月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社藤田建設工業所
- 二 代表者の氏名 藤田 亮一
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字柳田字宮崎六三

- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二〇)第一〇九九一号
- 五 取消年月日 平成二十二年九月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

下北地域県民局告示第五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十月八日

下北地域県民局長 佐藤 仁

むつ市大曲二丁目三三三の 一	位 置	三三・七八メートル	延 長	六・一〇メートル	幅 員	平成 三三・九三	指 定 年 月 日
-------------------	-----	-----------	-----	----------	-----	-------------	--------------

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭